

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

				資料番号	16	担当課	土木管理課
法令名	砂利採取法	根拠条項	26	不利益処 分の種類	認可の取消し等		
<p>(認可の取消し等)</p> <p>第26条 都道府県知事又は河川管理者は、第16条の認可を受けた砂利採取業者が次の各号の1に該当するときは、その認可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその認可に係る砂利採取場における砂利の採取の停止を命ずることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 第21条の規定に違反したとき。</li><li>2 第22条又は第23条第1項の規定による命令に違反したとき。</li><li>3 第31条第1項の条件に違反したとき。</li><li>4 不正の手段により第16条の認可を受けたとき。</li></ol>							